三　様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

4　都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十による確認書を交付するものとする。

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

第十三条　特定新規中小企業者（第十一条第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第十一条第一項各号のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十一条第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「第十一条第一項第一号」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「申請日」とあるのは「基準日（第十二条第二項第一号ハに規定する基準日をいう。）」と、同条第三項中「新規中小企業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、「様式第五」とあるのは「様式第十二」と読み替えるものとする。

（経営革新計画の承認の申請）

第十四条　法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

3　法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

三　様式第六による当該民法組合等が民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面

4　都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第七による確認書を交付するものとする。

5　都道府県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第八によりその旨を通知するものとする。

第五条の二　特定新規中小企業者（第四条の二第一項の確認を受けていないものに限る。）は、前条第一項の確認に加え、第四条の二第一項各号のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第四による申請書に代えて、様式第四の二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第四条の二第二項第一号中「前項第一号」とあるのは「第四条の二第一項第一号」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第四条の二第一項第二号」と、「申請日」とあるのは「基準日（第五条第二項第一号ハに規定する基準日をいう。）」と、同条第三項中「新規中小企業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、「様式第三の二」とあるのは「様式第八の二」と読み替えるものとする。

（経営革新計画の承認の申請）

第六条　法第八条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第九による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

3　法第八条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第十五条　法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

（経営力向上設備等の要件）

第十六条　法第十九条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（事業再編投資計画の認定の申請）

第十七条　法第二十二条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ～ニ　［略］

ホ　認定事業再編投資組合が法第二十三条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ・ト　［略］

八　［略］

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第七条　法第九条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第十による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

（経営力向上設備等の要件）

第八条　法第十三条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

2　［略］

（事業再編投資計画の認定の申請）

第九条　法第十六条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～六　［略］

七　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ～ニ　［略］

ホ　認定事業再編投資組合が法第十七条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ・ト　［略］

八　［略］